

令和7年度 徳島県犯罪被害者等支援審議会議事概要

1. 日 時 令和7年8月28日（木）午前10時より午前11時30分まで

2. 場 所 徳島県庁10階 大会議室

3. 参加者 委員15名（添付資料参照）

生活環境部交通・生活安全担当部長、消費者政策課長、県警察本部情報発信課長 ほか

4. 議事概要

（1）会議の開催要件について

委員15名中15名出席であり、会議の要件を満たしていることを報告

（2）協議事項説明

「第二次徳島県犯罪被害者等支援推進計画案」について事務局より説明

（3）協議概要

○委員

事前に意見書にて意見を提出しているが、前提としてまず一点ずつ質疑を行う。推進計画において支援コーディネーターの設置が謳われており、これは前回の推進計画でも被害者支援センターに設置されたものと認識している。そこで、支援コーディネーターを設置した後、具体的にどのような活動を被害者支援センターにて実施されてきたのか、この5年間で何が課題として認識されているのか、お伺いしたい。

○事務局

支援コーディネーターについては、県の事業として徳島被害者支援センターへ委託し、配置している状況である。業務内容は、犯罪被害者や関係機関からの電話や面談での相談対応、カウンセリング等を含む対応である。専門的な相談が必要な方へは、弁護士相談等の専門的なサポートを実施している。また、裁判傍聴等の付き添い支援も併せて実施している。今後は、他機関との連携がより重要となるため、警察庁が示す多機関ワンストップサービスに則り、様々な機関の施策とも連携できるよう、ワンストップ窓口の体制構築を目指す。

○委員

事務局として何か課題を認識されているのか、また、本日オブザーバーとして出席されている被害者支援センターが感じている課題があれば教えていただきたい。

○事務局

被害者支援センターの支援コーディネーターによる対応について、被害者からの相談が支援コーディネーターに伝わっていない案件もあると思われるため、警察等とも連携し、必要な方へ必要な支援が届くよう体制を強化することが課題である。

また、市町村を含む多様な機関の支援をまとめ、必要な方に提供していく体制を構築することが課題である。

○事務局

課題は、相談員・コーディネーターの高齢化である。コーディネーターは女性4名で、うち3名は心理の資格を持つが、高齢化しており、後継人材も集まらない。養成講座を開催しているが、センターと一緒に支援したいという方がいない。また、移動手段がないことも課題である。予算不足もあり遠方へ行けないため、現在は県警の車両に乗って移動している状況である。施設面では、被害者から不便という意見はなく、県庁やJR徳島駅に近い場所への移転も検討したいが、現状は困難である。

○委員

支援コーディネーターの支援に対する報酬はきちんと発生しているのか。それともボランティアなのか。

○事務局

時給制で日給にて支給している。

○委員

後継者が集まらないのは、コーディネーター業務を仕事として行っていく上で、生活が成り立たないからである。専門家としてコーディネーターを雇用するのであれば、生活ができるだけのきちんとした報酬を出さなければ、人材は集まらない。この点について、県の考えを回答いただきたい。また、多機関連携には支援調整会議が必要だが、コーディネーターのみでは実行できないはずである。現在の被害者支援センターではキャパシティ不足と駐車場がないため、支援調整会議の実施は難しい。Web会議も検討されるかもしれないが、その回線も問題となる。国から指針が示されても、ハード面での支援体制、バックアップが不十分では、実現できるのか疑問に思わざるを得ない。県は、支援調整会議を実施するためのハード面でのバックアップと、コーディネーターが生活できるだけの報酬を支給しないと、計画は絵に描いた餅になるのは明らかである。再検討いただくとともに、意見に対する回答を伺いたい。

○事務局

支援員の報酬については、現状は非常勤4名の体制であり、これに係る費用を県から委託料として負担している。今後の体制については、人材確保の面も含め、より効果的な体制があるのかについてセンターと協議した上で、今後の予算へ反映させたい。支援調整会議のメンバーは、県、警察、居住地の市町村、支援センターであり、必要に応じて関係機関・団体も加わる。委員御指摘のキャパシティの問題に対応できるよう、センターのみならず、県庁舎の会議室の活用等も含め、適切な場所を検討していく。

○委員

支援調整会議に警察が入っているが、警察は捜査情報を扱うためオンラインでの参加は困難ではないか。警察の意見も聞くべきである。

○事務局

委員のおっしゃる通り、個人情報及び捜査情報になるため、オンラインは厳しい。

○委員

支援調整会議に必要なハード面（会議室）が充実しないといけない。今の被害者支援センターの場所で良いのか、考える時期が来ている。県庁舎内、県警、徳島中央署、駅前など、集まりやすく駐車場が確保できる場所での実施を検討いただきたい。これは毎年意見が出ている。

○会長

委員の御意見は毎年、毎回出ていることであり、是非とも御検討いただきたい。また、コーディネーターの定義をどのように考えるか、今一度検討いただきたい。センターからの報告では、コーディネートというより直接支援に行っているように見受けられる。コーディネートとは、多機関を繋げる役割であり、実際に行く人材とコーディネーターを兼ねている状況である。予算がどれだけ不足しているのか、何が必要なのか、そしてそもそもコーディネートとは何か、今一度検討し、予算が必要であれば是非とも上げて、審議・議論していただきたい。この点は今後の人材育成にも関わる。

○委員

支援コーディネーター業務に何が必要か、ボランティアでできるのか、生活が成り立たないとできないという現実的な考えを持っているのか、他の委員にも率直な意見を聞きたい。

○会長

被害者支援センターでのボランティア経験のある委員もいらっしゃるが、センターの様子や、自身が仕事をするならという観点で忌憚ない意見を願います。

○委員

ボランティア経験から、コーディネーターの養成講座があるという情報は得ているが、未参加である。コーディネーターという存在や養成講座があるという情報も知らない県民もいると思うので、まずコーディネーターがあるということを広めていくことが必須である。

○会長

日給制という制度の中でコーディネーターの仕事に就きたいか、また課題はあるか。

○委員

委員のおっしゃる通り、日給ではなく、専門職である方が安定性も出てくると考える。非常勤では本職との兼ね合いで参加できない可能性があり、被害者支援に繋がらない。ま

た、被害者側も支援に繋がらない不安から制度への信頼が落ちる可能性がある。いつでも対応できる専門職自体を作ることには必要であり、日給ではなく、月給などで厳密に運営する方が良いのではないか。

○委員

県警の情報発信課に心理師の資格を持つ方が正職員として2年前から配置されているが、何か変わったことやメリットがあれば教えていただきたい。

○事務局

2年前から情報発信課の被害者支援部署に専属で配置している。実例として、性犯罪事件の被害者支援の資格を持った職員が対応したところ、捜査の目も持ちつつ被害者支援という主眼を持った対応ができた。被害者からも感謝されたほか、捜査は捜査で連携し、情報共有することで、本来支援に割かれていた人員を捜査に回せるため、捜査の面でも非常に助かり、濃い捜査ができた。刑事だけでなく、生活安全、交通事故被害者など、あらゆる部門から専門家が窓口となって対応しており、警察官の知識だけでは考えが及ばない手当のことまで一步踏み込んだ対応をしてくれている。被害者対応、事情聴取、捜査書類作成も非常にスムーズに進み、捜査の面でも好評を得ている。

○委員

専門職を置くことの重要性が明らかになったため、コーディネーターの業務についても、その点を考慮していただきたい。

○会長

コーディネーターは、幅広い専門的知識と関係機関の情報が必要となる重要職である。改定案にもメインとして載せられているため、引き続き検討の上、施策に活かしていただきたい。

○委員

前回要望した、県内の支援条例の進捗状況（24市町村中6市町村で制定）が添付されたが、推進計画に、「県下全市町村に今後5年から10年で条例制定を目指す」というスローガンを書き込むことを提案する。条例は市町村議会で決めることだが、県から議会を動かすようなアクションやアドバイスができないか、それを前提として盛り込んでいただきたい。また、委員の意見書にもあったが、徳島で作った被害者ノート（「あい」という冊子）を中央大会の打ち合わせで渡したところ、「よくできている」と評価され、作業中の手帳に取り込ませてほしいというコメントをいただいた。被害者への給付金について、最近できた自治体の条例では30万円となっている。経年変化で増額せざるを得なくなっていると思うので、給付金の増額を検討いただきたい。

○会長

委員より、市町村への条例に関する働きかけ、「あい」という冊子に関する報告、給付

金に関する３点の提案があった。まず、市町村への条例制定の働きかけについて、補足をいただきたい。

○事務局

市町村の犯罪被害者支援条例は、現在、県内２４市町村のうち６市町で制定・施行されている。県としては全ての市町村で制定されるべきであると考え、毎年、市町村を対象に、制定に向けた会議を開催し、県警察・支援センターと共に必要性を説明している。現状検討中の市町村もあり、必要な情報提供等の支援も行っている。今後も引き続き、全市町村での条例制定に向けた働きかけとサポートを行っていく。改定案の文言については、御意見を踏まえ検討させていただく。給付金について、近年創設した市町村の額についての情報も併せて、各市町村に共有していく。

○委員

給付金制度は、今や都道府県レベルで給付するのが当たり前である。四国では徳島県以外の全ての県で見舞金制度を設けている。市町村で足りない分を県が支給すべきであり、徳島県だけ制度がないのは問題である。他府県の人が徳島で被害に遭うとその県でもらえるのに、徳島県民が被害を受けて給付金がもらえないという矛盾が生じている。給付金制度をきちんと導入すべきである。また、県の被害者遺児に対する支援制度の５年間の利用件数を伺いたい。給付金制度の導入を是非ともお願いしたい。

○事務局

都道府県レベルでの給付金の導入状況は、警察庁の資料によると、令和６年４月１日現在で、全国４７都道府県のうち２１都道府県で導入されている。徳島県も犯罪被害遺児等未来応援金制度があるため、２１都道府県に含まれている。四国４県では、徳島県以外の３県で何らかの給付制度が設けられている。未来応援金の実績は、現状ではまだない。給付制度については、全国や四国の実施状況等を十分把握した上で、今後そうした制度が必要かどうかについて十分に検討して参りたい。

○委員

ここで改めて見舞金の必要性を伺いたい。

○委員

見舞金は、一家の家計を支える者が亡くなった場合、いくらが妥当か、という観点もある。見舞金は、条例を見ても２０万円や３０万円が１軒での総額であり、生計を一にする人数で割ると、１人あたり使用できる金額が少なく、生計費の足しにもならない。出すのであれば、どんと出せるような金額に変えていただきたい。葬式代など、不意の出費に回せるような金額でないと、見舞金という名称は付けられない。加害者への賠償請求が空手形に終わるケースも多い。市町村レベルであれば、他県の一部の自治体で市が賠償請求権を譲り受けて被害者に金額を渡すシステムができている。被害者遺族に対し、経済的な苦しみを与えない方向に持って行っていただきたい。四国では、支援条例が県下全部できて

いるのは1県だけである。徳島を含めた3県は市町村レベルでの制定がほとんどできていない。徳島県も早く条例制定率が100%になるようにしていただきたい。

○会長

葬儀費用、転居費用など給付の必要性に加えて、それに沿った支援額の検討についても提案があった。

○委員

見舞金は、犯罪被害者等給付金支給法（以下、「犯給法」という。）と比較されるが、まず一時的にお渡しする制度であり、損害賠償の弁済として扱わないはずである。犯給法による給付金は、出るまでの期間が長いという問題があり、だからこそ見舞金が必要という議論がされる。警察に、申請があってから給付金が出るまでの平均期間を伺いたい。

○事務局

申請があってから給付金が出るまでは約1年である。

○委員

被害に遭ってからだと、もっと長くなるということである。

○事務局

その通りである。

○委員

ほとんどが刑事事件が終わってから申請している状況である。

○事務局

途中で申請している方もいるが、多いのは大体事件の見通しが立った頃であり、そこから約1年となる。

○委員

それが現実であるため、葬儀費用を1年後に出すという話にはならない。また、県外で被害に遭った場合の家族の旅費も当座必要となるが、基本自腹であり、クレジットカードの立替でも後で請求が来る。見舞金は、そういった当座の旅費等の問題に対処するために出すものであるため、もう一度検討いただきたい。

○会長

犯給法と一時支援金の話は毎回議論に上がっており、今回の計画見直しにおいても今一度御検討いただきたい。

○委員

教育関係について、国の第5次犯罪被害者等基本計画で教育の点が盛り込まれると思うが、徳島県独自の事業として被害者教育をさらに充実すべきである。現状は学校長の判断で実施されており、子供たちに漏れなく被害者にならないための教育が必要である。「生命の安全教育」という名前で実施されているが、被害に遭ったことを認知できない子供たちがいるという問題があり、この点を防ぐため、県が主導して支援計画に明記し、教育委員会と連携して必ずこの年齢で実施するというものを行うべきである。被害がフラッシュバックで何年か後に出てくる案件があり、二次被害が起きている。大人がそれを悪用しようとする現実を考えると、教育をきちんと行う必要がある。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携するとしているが、彼らが被害者の教育や研修をきちんと受けているのか、そこまで手当されていない。利用する受け皿としての研修ができているのか、県の見解を伺いたい。

○事務局

「生命（いのち）の安全教育」について、計画に明記して進めていくという御指摘があった。県は犯罪被害者等支援条例を受け、各学校の新任教員全てに人権教育指導者用の手引きを配付し、その中に犯罪被害者等の支援についての内容を約10ページ掲載し、毎年指導している。小、中、高・特人権教育研究会発行の人権教育資料を活用し、全ての所管の学校で犯罪被害者等の指導に役立てている。「生命（いのち）の安全教育」は、令和5年度から全ての学校で実施するよう、研究推進に加え、普及展開も進めている。令和8年度からも進めていくため、具体的に明記していくという御指摘については、課に持ち帰って検討させていただく。

○事務局

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーへの性犯罪・犯罪被害の理解について、当課で委託しているソーシャルワーカー、カウンセラーの研修や協議会を実施している。今年度、スクールソーシャルワーカーの第1回協議会では、江口委員を講師として招き、犯罪被害の実態等について講習を実施した。今後もこうした周知を図る。また、小・中・高の先生方の生徒指導主事研修会でも、児童生徒から虐待や性被害の相談を受けた際の対応について、客観的聴取技法の教養を実施しており、今後も進めて参りたい。

○委員

全ての学校にスクールカウンセラーを配置とのことだが、小学校も全てに配置されているのか。また、配置の仕方は常駐ではなく兼務という形か。青少年、小さな子供たちが性被害に遭ったときの、一番最初に相談をした人や場所のデータはあるか。

○事務局

スクールカウンセラーの配置は小学校にはできておらず、中学校を拠点として、その中学校区の小学校でカウンセリングができる状態である。最初に被害を打ち明けた場所については、教育委員会では把握しておらず、警察のほうで把握していると考ええる。

○事務局

警察に届け出に来るのは、大半が保護者の方と一緒に被害に遭った子供である。警察が最初に把握できるのは、ほとんどが保護者からの連絡である。そもそも子供が誰に最初に相談したかというデータは、今手元にない。

○委員

児童相談所と学校の連携はどのようになっているのか。児童相談所と捜査機関の連携はされていると思うが、児童相談所と性虐待に対する学校との連携はどのようになっているのか。

○事務局

教員に開示があった場合、校長が通告すべきかどうか判断し、児童相談所と連携を図り、通告すべき場合は学校からの通告となる。

○委員

性虐待に関する研修や、児童相談所が主体で学校と連携して勉強会、連携協議会をやっているという事実はあるか。

○事務局

児童相談所と学校の連携については、学校だけに限らないが、関係機関に参加いただく会議を開催し、連携強化を図っている。児童虐待相談対応件数の中で、学校からの通告は、警察に次いで例年多い傾向にある。早期対応・早期発見に向け、今後も関係機関との連携強化を図っていかなければならない。

○委員

被害後の支援が最も大事である。子供たちの性被害は深刻であり、突然自分がされたことを認識する。どこが支援するのかという協議ができていないと、支援がバラバラになる。スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、児童相談所の専門家がいますが、「じゃあどこがやるのか」という役割分担が問題である。児童相談所は18歳までであるため、その後の支援やケース会議がきちんと想定されているのか疑問である。児童相談所は児童相談所だけで対応しがちであり、学校との連携がうまくとれているのか常々疑問に思う。多機関連携という以上、児童相談所と他の学校の連携もきちんと考えて実施し、計画でも謳ってほしい。

○事務局

端緒もさることながら、その後の支援も重要という御意見を頂いた。18歳未満の児童については児童相談所で相談支援を行うが、児童相談所のみならず、学校、地域での生活に関わる市町村等の関係機関も含めてケース会議を開催し、適宜、適切な支援に繋げていくこととなる。今後も関係機関との連携強化を図って参りたい。

○会長

スクールカウンセラーは現在、中学拠点型で、小学校へは中学校にしながら相談があれば行くという形だが、現場では手が回らない状況である。通常業務がままならない中で犯罪被害が起こった際の、カウンセラーの時間配分がどれぐらいあるのか質問したい。プラスの事案が起こった際に、追加の手当や予算が降りることはあるか。

○事務局

配置されているカウンセラーが余分に働く際の詳細な数字は持っていない。急訴事案があった場合に緊急派遣という予算があるので、それを活用して、学校に常駐されていないカウンセラーが対応することも可能である。

○会長

緊急派遣について、公的な学校は県の公認心理師・臨床心理士協会と連携ができていると聞いているが、私立学校や、体制からこぼれ落ちる学校・子供たちの支援は、どのように課題と考えているか。

○事務局

教育委員会は公立学校が主管であるため、私立学校への手立てはなく、被害者支援センター等で対応いただけるかという質問になってしまう。

○会長

犯罪被害に関する審議では、このように抜け落ちる部分が多々あると考える。抜け落ちている部分を情報収集し、被害者支援センターで対応可能かどうかの検討も含め、もう少し具体的に検討いただきたい。

○委員

推進計画について質問・意見を述べる。刑法改正もあり、資料4ページにある通り、不同意性交等や不同意わいせつの認知件数が増加している。資料10ページの徳島被害者支援センターにおける直接支援件数の数値を見ると、裁判所関連支援、裁判所同行支援と推測されるが21件と記載されている。資料16ページ(4)では、性暴力被害に係る相談対応として、「よりそいの樹きとくしま」と、男性性暴力被害者のための支援窓口が徳島被害者支援センターに委託されたと記載がある。質問は2点である。1点目は、徳島被害者支援センターに委託して設置された男性性暴力被害者専用相談窓口について、センター自体が嘱託等の専門家を新たに配置し、法律相談・医療相談ができる支援を作ったのか、あるいは関係機関と連携して支援する意味なのか。2点目は、資料20ページの徳島被害者支援センターの支援内容(業務内容)について、今後のコーディネーター業務や支援調整会議の内容を踏まえ、業務内容を記載・改定していく予定があるのか。

○事務局

被害者支援センターに委託している男性性暴力被害者のための相談窓口の記載につい

て、趣旨は「よりそいの樹とくしま」と同様に、関係機関と連携し、医療、法律相談、カウンセリング等の支援を行うということであった。記載については、修正等をさせていただきたい。

○委員

それでは、外部の関係機関と連携しながら、同じやり方・進め方で男性相談も行うということか。

○事務局

そのとおりである。

○委員

新しい窓口が設けられたため、何か充実する予定があるのかと思ったまでである。1点目は承知した。

○事務局

男性がここに行けば相談できるという意味で、記載を今回追加した。

○事務局

2点目の、徳島被害者支援センターの支援内容について、多機関ワンストップサービス等を踏まえた役割を追加すべきという点については、御指摘のとおり多機関ワンストップサービスが構築されると、コーディネーター業務や、支援調整会議にもセンターが参画し協議を行うことになる。今回の計画でどこまで記載できるかを検討させていただきたい。

○委員

性教育について、現在は産婦人科が窓口になることが多いが、最近は包括的性教育といって、年代に合わせて性のことだけでなく人権も含めて、小さい頃から思春期の間、内容を変えて教育している。産婦人科医会も、産婦人科がメインで包括的な性教育をしたいという意思があるが、そのためには学校に入り、教育委員会等と連携が必要である。県は課題と施策が多く忙しいと思うので、短期に全てを解決することは困難である。重要なポイントに優先順位をつけ、重点的に力を入れて実施された方が良い。並行して力を入れた場合、解決せず新しい課題も出てくる可能性がある。

○会長

産婦人科医会と教育委員会との協働、及び、施策に対して重要観点をジョイントして計画を立てるべきという御意見を頂いた。

○委員

性犯罪の認知件数増加の理由の一つに、教育の問題がものすごく大きい。審議会でも議論されてきた通り、教育委員会は性教育の充実を是非とも図るべきである。計画の部分に

も、そういった連携の可能性を示す記述を入れていただきたい。返答をお願いしたい。

○事務局

御提案いただいた点については、県としても一緒に連携させていただきたいというのがまず一点ある。現在、県教育委員会は「生命（いのち）の安全教育」を重点的に進めており、令和３年度から５年度に研究指導モデルの開発を実施し、令和６年度は小学校西部地域で全校実施、今年度は中学校において全校実施をめざした取組を行っている。実施件数も、小学校は令和５年度８２％から令和６年度９６％に、中学校は令和５年度７６％から令和６年度８２％まで上昇しており、今年度は１００％をめざす。今後、高等学校、就学前も含めてあらゆる所で「生命（いのち）の安全教育」が実施されるよう、重点的に行っている。御指摘いただいた点は、また課に持ち帰って今後に生かしていきたい。

○会長

是非ともこういった機会に、連携の可能性を探っていければと思う。徳島県の公認心理師・臨床心理士協会も法人化し、災害対策被害者支援委員会が立ち上がっている。私学も含めた学校関係のスクールカウンセラーの入り方についても検討していきたいという動きがあり、協会との連携も必要であろう。事務局におかれては、本日の御意見・御提言を踏まえ、計画案の修正等をお願いしたい。